

小牧市立北里中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。またどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人ひとりが「自分は大切にされている」という実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 学校いじめ対策組織

「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめや不登校に陥るかもしれないささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「学校いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策を検証し随時、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度始めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い高め合う関係作りを構築し、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業・行事づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 心のアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 学年主任が参加するミーティングを定期的（原則毎週火曜日）に給食時間と休み時間で実施し情報収集・共通理解に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には事実関係を確認の上、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の情報共有・共通理解、保護者への連絡、協力要請を行うとともに、校内の心の教室相談員や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを迅速に行い、いじめを見過ごさない、生み出さないという姿勢を持った集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「学校いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、学校いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「小牧市立北里中学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態対応フロー図】

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

※「学校いじめ対策組織」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。

＜取組の年間計画＞

		「学校いじめ対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健教育（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○健康診断	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の周知
5月	D		○修学旅行（3年） ○職業人体験（2年）		○公開授業
6月				○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○学校運営協議会
7月	C	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○情報（ネット）モラル指導		○個人懇談会
8月	A	○中間評価→検証 ○現職教育			
9月					
10月	P		○野外学習（1年） ○文化祭、体育祭		

11月			○命の授業	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○生徒・保護者への学校評価アンケート ○学校運営協議会
1月			○保健指導（命の大切さ）		
2月		○学校評価（自己評価）		○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○学校運営協議会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○校長講話（集会など） ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによるカウンセリング ○生活記録	○あいさつ運動（年に数回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。